

金融取引に係る課税問題 －繰延ヘッジ処理の有効性判定に関する問題をもとに－

Tax Issues for Financial Transactions-Based on the Recent Tokyo District Court Decision about Judging Effectiveness of Deferred Hedge-

林 昌紀*

要約

近年の金融技術の発展によって、金融取引の機能は飛躍的に拡大しつつあり、それに伴って、金融取引の利用範囲も拡大してきている。その反面、法人税法の立場から見ると、デリバティブ取引を利用した課税の繰延べに対する懸念が広がってきている。

デリバティブ取引は、様々なペイオフパターンの実現を可能とする金融取引である。そのため、従来の基準に従って所得を捉えていると取引の実態どおりに所得を捕捉することが出来ず、課税の公平を維持することが困難になる場面が出てきているのである。

本稿は、実務上認められてきた基礎商品比較法が、法令で規定される繰延ヘッジの有効性判定の方法には当たらないとの判断が初めて示された東京地裁平成 24 年 12 月 7 日判決をもとに、金融取引の機能拡大に対応し、課税の公平を図るため、デリバティブ取引の時価評価に加え、繰延ヘッジの有効性判定の方法を含めた繰延ヘッジ処理の適用の問題に関して、検討するものである。

法人税法では、資産の評価損益の計上に対して慎重な態度が採られており、容易に認められるべきものではないものとされている。しかし、金融取引から生じる所得は、実物取引から生じる所得とは区別できるものであることから、実物取引とは異なる所得の認識基準を採用することが可能であるものと言え、その実態を適切に捉えるためには、時価評価が必要になると考えられる。ただし、すべてのデリバティブ取引が時価評価されるべきではなく、リスクヘッジ目的で利用されるデリバティブ取引については、取引実態を適切に表わすために、繰延ヘッジ処理が適用されるべきであると言える。にもかかわらず、現在の繰延ヘッジ処理の適用の要件となる有効性判定については、取引実態を適切に表わす判定基準にはなっていないため、課税を繰延べる余地を残しており、それが課税問題として東京地裁で争われた事案となった。この問題を解決するためには、法令上、デリバティブ取引のうちオプション取引について、繰延ヘッジの有効性判定の方法に基礎商品比較法を含めることによって、立法的解決が図られるべきであると考ええる。

【目次】

はじめに

第 1 章 東京地裁平成 24 年 12 月 7 日判決

第 1 節 事件概要

第 2 節 事実関係

第 3 節 争点

* 会社員、2014 年青山学院大学修士（ビジネスロー）。

- 第4節 当事者双方の主張
 - 第5節 争点に対する東京地裁判断
 - 第6節 考察
 - 第2章 法人税法における資産の評価損益の計上に関する考え方
 - 第1節 原則的な立場
 - 第2節 例外的に資産の評価損益の計上を認める場合
 - 第3節 例外的な取扱いを認める理由
 - 第4節 小括
 - 第3章 デリバティブ取引についての公平な課税取扱い
 - 第1節 金融取引の発展とデリバティブ取引の利用拡大
 - 第2節 デリバティブ取引が課税上問題となった具体的事案
 - 第3節 デリバティブ取引の利用による課税の繰延べ
 - 第4節 デリバティブ取引の時価評価の必要性
 - 第5節 小括
 - 第4章 法人税法においてデリバティブ取引に時価評価を適用する範囲
 - 第1節 デリバティブ取引への時価評価導入の背景
 - 第2節 デリバティブ取引の利用目的
 - 第3節 繰延ヘッジ処理が認められる理由
 - 第4節 繰延ヘッジ処理の有効性判定の方法の検討
 - 第5節 小括
- おわりに

はじめに

我が国の法人税法は、公平な課税を実現するため、また、資金的な裏付けのない未実現損益に対して課税することになるなどの不都合を回避するため、原則的には、資産の評価益、評価損のいずれについても、その計上を認めない立場を採っている。しかし、課税以外の政策的目的から評価損益の計上を必要とするため、他の法律によって資産の評価損益の計上を認めることが規定されている場合には、その目的遂行を阻害しないようにするため、法人税法においてもそれに対応した取扱いを定めることで、例外的に評価損益の計上を認めている。

一方、近年の金融技術の発展によって、金融取引は高度化、複雑化してきている。金融取引は、もともと支払手段や決済手段としての貨幣に端を発するが、やがて、信用創造機能を有した金銭債権の誕生、さらに、所有と経営の分離機能を有する株式の出現、と段階的に技術的發展を遂げてきた。そして、金融取引は、こうした金融技術の發展の中で、その機能を飛躍的に拡大させてきたのである。その結果、今日では、実物取引との間に距離を置いた金融取引を可能にすることに留まらず、金融取引が実物取引から離れた独立した別個の取引として、リスクそのものへの投資をも可能にしてきているのである。そして、

デリバティブ取引は、そのリスクそのものへ投資する手段として、広く利用されてきているのである。

このような金融取引の機能拡大に伴って金融取引の利用範囲を格段に広げてきた半面、法人税法の立場から見れば、デリバティブ取引を利用した課税の繰延べを可能にしてしまうなどの懸念を広げることになってきた。デリバティブ取引は、様々なペイオフパターンの実現を可能とする金融取引でもあるため、従来の基準に従って所得を捉えていると、取引の実態どおりに所得を捉えることが出来ず、課税の公平を維持することが困難になる場面が出てくるのである。

本稿は、金融取引の機能拡大に対応し、課税の公平を図るため、デリバティブ取引の時価評価に加え、繰延ヘッジの有効性判定の方法を含めた繰延ヘッジ処理の適用の問題に関して検討するものである。

検討においては、まず、金融取引と実物取引の違いを区別したうえで、金融取引、実物取引のそれぞれから生じる所得についても違いがあることを踏まえて、金融取引については実物取引とは異なる基準をもって所得を捉える必要があることについて検証し、時価評価を適用して取引実態を捕捉する必要性について論証する。そして、リスクヘッジ機能、投機機会の拡大機能とデリバティブ取引が有する2つの機能を確認し、主にリスクヘッジのための金融取引として利用されることの多いデリバティブ取引を、その実施目的に合わせ、取引実態に即して所得を把握するためには、ヘッジ会計の制度設計が重要になることについて論じる。リスクヘッジを目的としたデリバティブ取引であれば、潜在的なリスクは既に抑制されているのだから、デリバティブ取引だけを取り出して時価評価する必要はなくなるわけである。ところが、現行制度において、ヘッジ会計の中心である繰延ヘッジについて、有効性の判定でヘッジ取引の実態を適切に反映出来ない場合がある。結果として、これが、法人税法上、課税の繰延べ余地を残していることについて論じる。結論としては、繰延ヘッジの適用要件である有効性について、その判定方法をヘッジ手段とヘッジ対象の実質的な関係に着目して実態に即した規定としたうえで、ヘッジ目的のデリバティブ取引には繰延ヘッジを適用し、ヘッジ目的に該当しないものを投機目的のデリバティブ取引として時価評価の対象とすることで、課税の公平を図ることができることを論証する。

そこで、本稿では、第1章で法人税法におけるデリバティブ取引の取扱いに関する課題、第2章で資産の評価損益の計上に対する法人税法の立場、第3章で公平な課税のためのデリバティブ取引の適切な取扱い、第4章で時価評価が必要なデリバティブ取引の範囲、をそれぞれ検討し、デリバティブ取引に係る所得の適切な捕捉には実態に応じた繰延ヘッジの有効性判定の方法を採用することが必要であることを論証している。

第1章 東京地裁平成24年12月7日判決

第1章では、法人税法におけるデリバティブ取引の取扱いに関する課題を考察する。東

京地裁平成 24 年 12 月 7 日判決¹⁾を取り上げて、事件の争点や当事者の主張等を明らかにし、判決内容を考察することによって、繰延ヘッジの有効性判定の方法に関する問題点を検討する。

第 1 節 事件概要

保険会社 X 社が、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの事業年度（以下、「本件事業年度」）終了時にその保有する米ドル建社債について、本件事業年度終了時の外国為替の売買相場により円換算した金額とその時の帳簿価額との差額を損金の額に算入して法人税の確定申告を行った。

Y 税務署長は、X 社が損金の額に算入した上記差額相当額のうち一部については、その外国為替の変動に伴って生ずるおそれのある損失の額を減少させるためにデリバティブ取引が行われており、損金の額に算入されないなどとして、法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

本件は、これを受けて、Y 税務署長が X 社に対して行った本件事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分のうちの一部の取消しを X 社が求めた事件である。

第 2 節 事実関係

原告である X 社は、法人税法上、外貨建社債に係る事業年度終了の時点における円換算の方法を選定していなかったため、保有する外貨建社債の円換算には、法人税法施行令 122 条の 7 第 2 号の規定に従って、発生時換算法が適用される²⁾。

X 社は、法人税法 61 条の 6 第 1 項、法人税法施行規則 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項に定める帳簿書類³⁾として、米ドル建債券、ユーロ建債券及びその他通貨建債券に係る為替変動リスクのヘッジに関して、基本的なヘッジ方針及び取扱いの方法を定めたリスク管理方針を作成していた。

X 社は、本件事業年度において、70 銘柄の米ドル建社債（以下、「本件米ドル建社債」）を保有し、本件米ドル建社債をヘッジ対象資産として、そのヘッジ対象資産等損失額を減

1) 訟月 59 卷 11 号 2960 頁、税資 262 号順号 12108、判時 2190 号 3 頁、判タ 1391 号 160 頁。

2) 法人税法施行令 122 条の 7 第 2 号は、売買目的外有価証券に区分する有価証券について、換算方法を選定しなかった場合の換算方法は、発生時換算法とする旨を定めている。

3) ヘッジ対象等の明細（ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭、デリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする期間その他参考となるべき事項）を記載したもの。

少させるため、米ドルブット・円コール買建て取引⁴⁾（以下、「本件通貨オプション」⁵⁾取引）を行っていた。そして、本件米ドル建社債は、本件通貨オプション取引を行った時から本件事業年度の終了の時までの間に譲渡等が行われることはなく、X社が継続して保有していた。また、本件通貨オプション取引は、本件事業年度終了の時に於いて、権利行使しておらず、決済されていなかった。

企業会計においては、一定の損失を見込んだ価格設定となっているオプション取引については、①オプションの価格の変動額に対するヘッジ対象の時価変動額の割合（以下、「デリバティブ比較法」）、②オプションの基礎商品の時価変動額に対するヘッジ対象の時価変動額の割合（以下、「基礎商品比較法」）、のいずれかによって有効性判定を行うことが認められており、いずれかの割合が80パーセントから125パーセントの範囲であれば有効であると判定される。本件においては、②で判定した場合、米ドルの割合は104.84パーセント⁶⁾と算出され、当該ヘッジの有効性が確認できる。X社は、リスク管理方針に基づき、本件通貨オプション取引実行時にヘッジ実行申請書を作成し、X社の代表者は、これを承認している。さらに、X社は、本件事業年度終了の日における本件通貨オプション取引の有効性について基礎商品比較法を用いて有効である旨の確認を社内で行っている。

X社は、本件事業年度終了の時に於いて保有していた本件米ドル建社債について、法人税法61条の9第3項（現第4項）に規定されている「外国為替の売買相場が著しく変動した場合⁷⁾」に該当するとし、法人税法施行令122条の3の規定に基づき、本件事業年度終了の時にその取得の基となった外貨建取引が行われたものとみなして期末時の円換算額を算定し、換算差損を損金の額に算入して所得を計算し、法人税の確定申告を行った。

Y税務署長は、本件米ドル建社債は、法人税法61条の6に規定する「デリバティブ取引を行った場合」の資産に該当し法人税法施行令122条の2の規定に従うため、法人税法施行令122条の3の規定が適用されることはないから、X社が損金の額に算入して申告を行った換算差損は損金の額に算入されないとして、本件更正処分等を行った。

4) 本件通貨オプション取引は、金融商品取引法2条22項3号に規定する取引（当事者の一方の意思表示により当事者間において金融商品の売買等を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引）に該当し、店頭デリバティブ取引となる。したがって、同法同条20項に規定する「デリバティブ取引」に含まれる。

5) オプションとは、「当事者の一方が、期日における決済を行うかどうかを決める権利を持つ先渡」であり、「その権利を取得することをオプションを買い建てる、権利を与えることを売り建てる」と言い、先渡における売りはブット、買いはコールと呼ばれる。」なお、先渡とは、「全てのデリバティブ取引の基礎」であり、「将来のある時点において、予め定められた価格で、特定の資産の売買や特定の指標に基づく金銭の支払いを行う取引をいう。」（岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』（成文堂、2007）261-262頁）

6) デリバティブ比較法による有効性割合は0.15パーセントないし4.91パーセントで、本件通貨オプション取引が本件米ドル建社債のヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であるとは認められない。

7) 法人税基本通達13の2-2-10によると、「事業年度終了の日における為替相場によって本邦通貨に換算した外貨建資産等の額が帳簿価額からおおむね15%以上に相当する割合以上になる場合」としてゐる。

第3節 争点

本件通貨オプション取引について、法人税法施行令 121 条 1 項に定められた方法に従って有効性の判定を行った場合に、本件通貨オプション取引が本件米ドル建社債のヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められるものとして、法人税法施行令 121 条の 2 第 1 項に定める場合に該当するかどうか。すなわち、法人税法施行令 121 条 1 項に定める有効性判定の方法には、企業会計と同様に、基礎商品比較法が含まれ、本件通貨オプション取引によるヘッジが有効であると判定することが出来るのかが争点となっている。

第4節 当事者双方の主張

第1項 原告 X 社の主張

基礎商品比較法は、法人税法施行令 121 条 1 項に規定する有効性判定の方法には当たらない旨主張する。

基礎商品比較法で用いられるオプションの基礎商品の時価変動額は、法人税法 61 条の 6 第 1 項柱書に規定された金額のいずれにも該当しない。したがって、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号に規定する「デリバティブ取引等に係る法人税法 61 条の 6 第 1 項に規定する利益額又は損失額とヘッジ対象資産等評価差額とを比較する方法」とは、基礎商品比較法と全く異なる判定方法である。よって、基礎商品比較法は、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号に規定する有効性判定の方法とは言えない。

企業会計が、オプション取引について、有効性判定の方法として、デリバティブ比較法のほかに基礎商品比較法を認めている趣旨は、企業会計上は、一度ヘッジが有効ではないと評価されるとヘッジ会計を中止しなければならず、以後の事業年度においてヘッジが有効であると認められる状態になっても、再びヘッジ会計を適用することはできない。一方、法人税法上、繰延ヘッジ処理を行うか否かは、各事業年度ごとの有効性判定の結果によるものであり、ある事業年度において有効ではないと判定されたとしても、以後の事業年度において、有効であると判定されれば、当該事業年度においては繰延ヘッジ処理が行われることになるから、基礎商品比較法を認めなくても何ら不都合な結果は生じない。

第2項 被告 Y の主張

基礎商品比較法も、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号に規定する有効性判定の方法として扱われるべきである旨主張する。

企業会計においては、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、税務上、特段の理由がないにもかかわらず、法人税法 61 条の 6 に規定する繰延ヘッジ処理を適用しないことは、デリバティブ取引を利用した利益調整が行われるおそれを生じさせるというべきである。

オプション取引が、事業年度末の時点において、アウト・オブ・ザ・マネー⁸⁾の状態にあったとしても、その後の基礎商品の相場の変動により、オプションの権利行使の時期においてイン・ザ・マネー⁹⁾の状態になれば損失削減等のヘッジ効果が生じるものについては、ヘッジ会計を適用する必要があるという基礎商品比較法が企業会計上認められる趣旨は、そのまま法人税法上にも妥当するというべきである。したがって、企業会計上、ヘッジの有効性判定の方法として広く認められている基礎商品比較法について、税務上も、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号に規定された有効性判定の方法として取り扱うことは、法人税法 61 条の 6 の趣旨¹⁰⁾ から考えても必要かつ合理的である。

第 5 節 争点に対する東京地裁判断

基礎商品比較法で用いられるオプションの基礎商品の時価変動額は、法人税法 61 条の 6 第 1 項柱書に規定された金額のいずれにも該当しないため、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号に規定する「デリバティブ取引等に係る法人税法 61 条の 6 第 1 項に規定する利益額又は損失額とヘッジ対象資産等評価差額とを比較する方法」と基礎商品比較法とは、全く異なるものであるから、基礎商品比較法は、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号に規定する有効性判定の方法ではない。

租税法規は侵害規範であって、法的安定性の要請が働くものであるから、みだりに規定の文言を離れて解釈すべきではないところ、オプションの基礎商品比較法に言う「オプションの基礎商品の時価変動額」が、その文言上、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号にいう「デリバティブ取引等に係る法人税法 61 条の 6 第 1 項に規定する利益額又は損失額」に該当しないことは上記理由のとおりであって、金融商品に関する実務指針 156 項及び法人税法 61 条の 6 の趣旨を考慮してもなお、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号の文言を離れ、明らかに同号に規定する有効性判定の方法に当たらない基礎商品比較法を、同号に規定する有効性判定の方法として取り扱うべきであると解すべき合理的理由は見出すことができない。

第 6 節 考察

課税実務上は、国税庁の法令解釈に関する情報のもと、オプション取引によるヘッジ取引の有効性判定の方法として認められている基礎商品比較法は、承認等の手続きを経るこ

8) オプションの基礎商品の時価より低い行使価格でプットオプションを設定したり、基礎商品の時価より高い行使価格でコールオプションを設定すること。

9) オプションの基礎商品の時価より高い行使価格でプットオプションを設定したり、基礎商品の時価より低い行使価格でコールオプションを設定すること。

10) デリバティブ取引には、多種多様な種類の取引が存在し、その内容も日々進化していることから、すべての取引に対応する合理的な判定方法について、子細に政令で規定することは極めて困難であること、企業会計上、ヘッジ会計が適用される場合には、課税上弊害がない限り、税務上も同様の処理を行うのが法人税法 61 条の 6 の趣旨であると被告は主張している。

となく、利用できることになっている¹¹⁾。今回の事件は、このように実務上、認められてきた基礎商品比較法が、法人税法施行令 121 条 1 項 1 号に規定する有効性判定の方法には当たらないとの判断が示された初めての事案¹²⁾である。

租税法規はみだりに規定の文言を解釈すべきものではなく、文理解釈が行われるべき¹³⁾である点については、本件においても例外扱いされるべきではないことは言うまでもない。そして、現行の法令に規定されている文言に照らして判断すれば、基礎商品比較法が法人税法施行令 121 条 1 項で規定する有効性判定の方法には当たらない、とする東京地裁の判決には妥当性があるものと思料される。

一方で、東京地裁は「法人税法 61 条の 6 に規定する繰延ヘッジ処理の趣旨がヘッジの実態を正しく示すことにあることに照らせば、企業会計上、ヘッジ取引として有効であると認められる取引については、税務上も、繰延ヘッジ処理が適用されることが望ましい。」とも述べている。言い換えるならば、法令の文言を離れて本来の趣旨に依るとすれば、判決とは異なる結果が導かれることを明らかにしているものと言える。

第 2 章 法人税法における資産の評価損益の計上に関する考え方

第 2 章では、資産の評価損益の計上に対する法人税法の立場を考察する。法人税法では、資産の評価益の益金算入¹⁴⁾、評価損の損金算入¹⁵⁾を認めていない。しかし、例外的に一定の場合に限って資産の評価損益の計上を認めている。そこで、例外的に認めている場合について検証を行い、例外としている根拠を導き、資産の評価損益の計上に対する法人税法の立場を検討する。

11) 国税庁は「基本通達で認められている基礎商品価額の変動額とヘッジ対象資産等の時価変動額との比較する方法による先物取引の有効性判定には承認手続を要しないこと、を踏まえ、オプションの基礎商品がヘッジ対象資産の基礎数値と同一の場合は、特に承認手続は必要ないと考えられます。」と述べている（国税庁「法令解釈に関する情報 オプション取引の有効性判定の方法について」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/09/01.htm>, 2014 年 1 月 4 日最終閲覧)）。

12) 匿名記事「法人税法施行令 121 条 1 項 1 号に規定するヘッジ取引の有効性判定の方法に、オプション取引の有効性判定の方法に、オプションの基礎商品の時価変動額とヘッジ対象の時価変動額とを比較する方法（いわゆる基礎商品比較法）は当たらないとして、法人税法 61 条の 9 第 2 項、同法施行令 122 条の 3 に基づき、その保有する外貨建資産に係る外国為替換算差損の額を損金の額に算入することを認めなかった法人税更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分の一部が取り消された事例（東京地判平成 24・12・7）」判例時報 2190 号 4 頁（2013）。

13) 金子教授は、「租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない。……ただし、文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に、規定の趣旨目的に照らしてその意味内容を明らかにしなければならないことは、言うまでもない。」としている（金子宏『租税法 [第 17 版]』(弘文堂、2012) 110 頁）。

14) 法人税法 25 条 1 項。

15) 法人税法 33 条 1 項。

第1節 原則的な立場

第1項 法人税法の評価益計上に対する原則的立場

資産の評価益に関しては、法人税法 25 条 1 項で規定されている。具体的には、「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない」と規定している。つまり、本条文は、所得の金額の計算において資産の評価益の益金算入を認めない、とする法人税法の原則的立場を明らかにするものである。

法人税法における資産の評価損益の取扱いについては、商法の評価規定に関係していると考えられている¹⁶⁾。昭和 38 年の改正よりも前の商法では、棚卸資産については、時価以下主義、固定資産については、その制作価額又は購入価額から減価償却費を控除した金額、又は時価以下主義、をとり得ることとしていた。一方、法人税法においても、昭和 40 年 3 月の改正前までは、評価換え後の価額が時価を超えない限り評価益の計上を認めていた。しかし、昭和 38 年の商法改正で、商法は企業会計原則¹⁷⁾との一致を図り、棚卸資産については、原則として評価損益の計上を認めないこととし、評価方法についても原価法、そしてこれを基礎とする低価法によることとした。また、固定資産についても評価損益を認めないことになった。当該商法改正によって、商法が従来認めていた評価損益の計上を認めないこととしたことで、法人税法のみが評価損益を特別に取り扱う必要もなくなったのである¹⁸⁾。

昭和 40 年の法人税法改正前までは、評価益を計上した場合には、評価益に対し課税されることになっていた。時価を超えない範囲で評価換えが認められていたわけであるが、評価換え自体、強制されるものではなかったため、税務当局から評価益の計上を強いられて、課税されることもなかったようである¹⁹⁾。また、評価益自体が未だ実現していない利益であるため、課税しようとしても納税するための資金は確保されていないから、このような資金的な裏付けのない未実現利益を所得に含めて課税する積極的な理由に乏しかったのも事実であった。反対に、納税者にとっても、欠損金の打ち切りを防ぐために、資産の評

16) 吉國二郎＝武田昌輔『法人税法〔法令解説篇〕』（財経詳報社、1976）72 頁。

17) 企業会計原則 第三貸借対照表原則 五では、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。」とし、取得原価を原則的な資産の評価基準として定めている。また、企業会計原則 第二損益計算書原則 一 A では、「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。」ものとして、未実現収益の計上を認めていない。つまり、企業会計原則では、資産の評価基準については取得原価を採用し、未実現収益の計上は認めない立場を採っているのである。

18) 「昭和 40 年（1965 年）の法人税法全文改正は、商法の計算規定と税法とをできるだけ合致させることとした。」（武田昌輔『法人税回顧六十年 企業会計との関係を検証する』（TKC 出版、2009）122 頁）

19) 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈〔五訂版〕』（財経詳報社、1993）84 頁。

価益を計上するような場合²⁰⁾を除き、積極的に評価益を計上する理由が乏しいわけである。

第2項 法人税法の評価損計上に対する原則的立場

資産の評価損に関しては、法人税法 33 条 1 項で規定されている。具体的には、「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」と規定している。つまり、本条文は、所得の金額の計算において資産の評価損の損金算入を認めない、とする法人税法の原則的立場を明らかにするものである。

企業会計においては、取得原価主義を原則としながらも、保守主義の原則の観点から、未実現損失についても損失として認識し、これを企業利益に反映させる立場を採るが、商法もこれを認めているものと考えられていた²¹⁾。

法人税法においてもこれとほぼ同様の考え方が採られていて、棚卸資産、固定資産、有価証券及び繰延資産については、一定の事実がある場合には評価損の計上が認められていた。つまり、かつては法人がその資産について評価損を計上した場合にも、その評価損の金額を損金の額に算入することとしていた。ただし、債権に関しては、評価損を計上すること自体認めておらず、債権について評価損を計上した場合には、これを損金の額に算入しないこととしていた²²⁾。

また、昭和 34 年改正で、固定資産について、通常の評価換えを認めないこととし、その評価換えによる評価損を損金の額に算入しないこととした。ただし、その固定資産について災害その他の事由によって著しくその価額が低下した場合において、その固定資産の評価換えを行って評価損を計上したときは、時価を限度にその評価換えを認め、その評価損の金額を損金に算入することとした。

このように、法人税法においては、当初はあらゆる資産について、時価に達するまでは評価損の計上を認め、その評価損の金額を損金の額に算入することとしていた。しかし、棚卸資産、固定資産については、評価損を損金の額に算入することを認めない方向にか

20) 欠損金の打切を目的とした評価益の計上を行っても、「税法上その評価益は「益金の額に算入しない」こととされ」、実際にはその計上が認められなかった（武田・前掲注 19）法人税法の解釈 84 頁）。

21) 武田教授は、時価が下落し、「原価まで回復することが見込めないような場合、いいかえれば、明らかに原価に戻るとは認められない場合は、時価まで評価額を計上しなければならないとするのが、商法、企業会計原則の考え方である。」と解説している（武田・前掲注 19）法人税法の解釈 171 頁）。

22) 「金銭債権について評価減を計上するということは、その債権についてどの程度の回収ができるかということ、評価換えという形で表現しようという意味であります。しかし、債権の性質上、その回収価値を正確に測定するということはきわめて難しい問題でありますので、税法の立場としては、別途貸倒引当金という制度で解決することとして、評価減というような時価の下落を原因とする資産評価のルールには載せないという考え方がとられているわけです。」とその性質の違いを根拠として、金銭債権については評価損の計上は認められないのである（渡辺淑夫＝山本守之『法人税法の考え方・読み方 [3 訂版]』（税務経理協会、1994）258 頁）。

わってきたのである²³⁾。現行法では、この点をさらに徹底し、旧商法との関係なども考慮したうえで、原則として資産の評価換えによる評価損は、損金の額に算入しないこととしている²⁴⁾。

一般に、法人税法は適正で公平な課税の実現、旧商法は会社債権者の保護と株主、債権者等の利害関係者間の利害調整、企業会計は投資家の保護のための情報提供というそれぞれ異なる目的を持っている²⁵⁾とされる。このように、それぞれが異なる目的を持ちながらも、バランスを保ちつつ、各規定の調整が図られてきたのである。したがって、法人税法は、企業会計や旧商法とのバランスを考慮したうえで、原則的には、評価損の損金算入を認めない立場を採ってきたものと理解される。

第2節 例外的に資産の評価損益の計上を認める場合

第1項 資産の評価益計上を認める場合

法人税法においては、原則として資産の評価益の計上を認めていないが、例外的な場合に限り、評価益の計上を認めている²⁶⁾。

法人税法は、資産の評価益の計上を認める例外的な場合として、法人税法 25 条 2 項、3 項を定めている。

まず、法人税法 25 条 2 項は、「内国法人がその有する資産につき更生計画認可の決定があったことにより会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従って行う評価換え、その他政令で定める評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の額は、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する」と規定している。

そして、この条文で言う「その他政令で定める評価換え」とは、「保険会社が保険業法 112 条（株式の評価の特例）の規定に基づいて行う株式の評価換えとする」と法人税法施行令 24 条にて定められている。

次に、法人税法 25 条 3 項は、「内国法人について再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評価を行っているときは、その資産（評価益の計上に適しないものを除く。）の評価益の額は、その特定の事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する」と規定されている。

23) 評価益の場合と同様で、昭和 38 年の商法改正で従来認められていた時価法を削除されたことを受けたもの（武田・前掲注 18）121 頁）。

24) 武田・前掲注 19）170-171 頁。

25) 原省三「法人税法と商法、企業会計の相互関係と今後調整すべき課題について」税務大学校論叢 51 号 458 頁（2006）。

26) 金子・前掲注 13）303-304 頁。ただし、従来評価益の計上ができる場合として規定されていた、組織変更に伴って行う評価換え（旧商法の規定に基づく評価換え）は、平成 18 年度の税制改正により、新会社法の施行に伴って削除された（武昌昌輔編著『DHC コメントール法人税法』（第一法規、1979）1367 頁）。

以上のとおり、法人税法において例外的に資産の評価益の計上を認める場合として、3つのケースが規定されている。そして、これらは、すべて他の法律²⁷⁾によって評価換えを行うことが認められている場合なのである。

会社更生法、民事再生法のいずれにおいても、窮境にある法人等が法的手続きを経ることで、維持更生又は再生することを目的²⁸⁾とする法律である。このように窮境にあるにもかかわらず、課税対象となる資産の評価益の計上を行うことは、不利な取扱いを強いられているように思われるが、そもそも会社更生法や民事再生法の適用を受けるような法人は、多額の欠損金を有していたり、評価損を計上し得る資産を多く抱えるなど、資産の評価益を計上しても課税関係が生じる可能性は低い。また、評価益を計上して帳簿価額を増額しておけば、今後資産を譲渡する場合に備えて、譲渡原価を高めておく効果が期待出来るのである。そのため、評価益の計上を認めることは、窮状にある法人に対する再生支援のための措置²⁹⁾であるとも言われる。事実、会社更生法に基づいて行われる評価益は、「欠損金の範囲内で、これを計上することを認めようとするもの³⁰⁾であるから、その時点から新たな出発をしようとするものであって、いわば実現したものとして取り扱われるのである。」とする意見³¹⁾もある。

また、保険会社は、保険業法 112 条³²⁾の規定で、株式の評価換えを行うことが認められている。保険会社は、長期間にわたって株式を保有することが多く、時間の経過とともにその帳簿価額は、時価よりも大幅に低い価額となりがちである。こうした含み益を、保険契約者に還元しようとするならば、株式を売却することで、評価益を売却益として実現させる必要が生じることとなり、実際のオペレーションとしては、株式を売却した後、再度買付を行うことになる。同じ株式について売り買い両方の取引を行うという手数に加え、株式市場においても、不必要かつ一定規模の売却が行われれば、相場に悪影響を及ぼす危険性も否定出来ない。そこで、こうした不都合を避けるために、金融再生委員会³³⁾による厳重な監督のもとで、保険会社に限り評価益の計上を認める特則的な規定が認められることになったものである。

27) 会社更生法、保険業法、民事再生法によって認められている。

28) 会社更生法 1 条は、「この法律は、窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする」、また、民事再生法 1 条は、「この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。」とそれぞれの法律の目的が明示されている。

29) 武田・前掲注 26) 1361 頁、1370 頁。

30) 会社更生法 269 条 3 項。

31) 武田・前掲注 19) 85 頁。

32) 平成 7 年（1995 年）の保険業法全面改正前においては、旧保険業法 84 条。

33) 現在の金融庁。

第2項 資産の評価損計上を認める場合

法人税法においては、原則として資産の評価損の計上を認めていないが、例外的な場合に限り、評価損の計上を認めている³⁴⁾。

法人税法は、資産の評価損の計上を認める例外的な場合として、法人税法 33 条 2 項から 4 項の規定を定めている。

具体的に見ると、法人税法 33 条 2 項は、「内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したとき」、法人税法 33 条 3 項は、「内国法人がその有する資産につき更生計画認可の決定があったことにより会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合」、法人税法 33 条 4 項は、「内国法人がその有する資産につき再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行っているとき」、それぞれ評価損の計上を認めることとしている。

以上に掲げた評価損の計上が認められる場合について、計上根拠となる事実に基づいて整理すると、①個々の資産、すなわち棚卸資産、有価証券、固定資産及び繰延資産について生じた物損等の事実、②法人に対して生じた法的整理の事実、の2つに区分³⁵⁾される。

各資産について物損等の事実が生じた場合（前述①の場合）については、企業会計と同様に、保守主義の原則から未実現の損失を認識するとの立場を、税法でも採っている³⁶⁾とされる。資産価格の下落とは、価値を喪失することであるから、原価までの回復が見込まれないので時価によって評価すべきとの企業会計の考え方を踏襲し、資産に特別の事実が生じた場合の一つとして、法人税法においても評価損を認めることとしている³⁷⁾ものである。

もう一方の法的整理の事実が生じた場合（前述②の場合）については、会社更生法等の場合には、会社更生法等の規定に従って、更生手続き上の評定が行われ³⁸⁾、時価によって資産は評価換えされる³⁹⁾。それを法人税法が 33 条 3 項において認めているのである。これに対して、民事再生法は、資産評定額を取得価額とする規定を設けていないため、会社法や企業会計に基づき資産の評価換えを行うことになるが、その場合に法人税法 33 条 4 項は税務上も評価損を損金算入出来るように定めている⁴⁰⁾。

34) 金子・前掲注 13) 321-322 頁。

35) 武田・前掲注 26) 2101 頁。

36) 武田・前掲注 19) 170 頁。

37) 武田・前掲注 19) 171-172 頁。

38) 会社更生法 83 条 1 項。

39) 会社更生法 83 条 2 項、3 項。

40) 武田・前掲注 26) 2135 の 3 頁。

第3節 例外的な取扱いを認める理由

本章第1節で見てきたとおり、未実現損益である資産の評価損益については、法人税法において、原則的にはその計上を認めない立場を採っている。しかし、このような評価損益の計上を認めない原則的立場を越えて、例外的にその計上が認められるのは、第2節で示したとおり、限定された場合に限られるのである。ここで、評価損益の計上が認められる場合について、あらためて整理する。まず、評価益の計上を認める場合については、会社更生法又は民事再生法といった法的手続きに基づき事業を再建していく中、資産をあらためて時価で評価し直して今後の再建に有利なように帳簿価額の引き上げるものや、長期的視点に立った安定的な経営と保険契約者への収益分配のために短期的な収益の双方が求められる保険会社の、保有株式の含み益実現と同時に長期的保有のニーズを満たし株式市場への悪影響を避けるため、特別に株式の評価損益の計上を認めるもの、がある。一方、評価損については、会社更生法又は民事再生法の法的手続きによる事業再建の場合に評価損同様にその計上を認めるもの、保守主義の原則の下で各資産の価値が著しく下落した場合に計上を認めるもの、がある。

ともすると、法人税法において、評価損益の計上を認めるのは、法的手続きに基づき事業再生を有利に進める場合、保険会社の事業特性を考慮しつつ株式市場への悪影響の緩和を目的とする場合、旧商法や企業会計とのバランスを図って保守主義の原則のもと資産価値の毀損を認識する場合、であって、いずれの場合にも、他の法律に従って資産の評価損益の計上を認めるものである。

第4節 小括

法人税法の資産の評価損益の計上に対する立場は、明らかである。すなわち、評価益、評価損のいずれについても、その計上を認めないのが原則である。しかし、例外的に評価損益の計上を認めている場合がある。それは、政策的に評価損益の計上を必要としているため、他の法律で評価損益の計上を認めることが規定されている場合である。あくまで、他の法律で評価損益の計上を認めているから、法人税法でも、その政策的目的の遂行を阻害しないように例外的取扱いを定めて、その場合に限って、評価損益の計上を可能にしている。

基本的には、法人税法のもとでは、未実現損益の計上を排除しようとする姿勢は、かなり強固なものであることが分かる。こうした法人税法の基本姿勢を踏まえると、資産の評価損益の計上は、容易に許さるべきものではないものとも言える。

第3章 デリバティブ取引についての公平な課税取扱い

第3章では、公平な課税を行うためのデリバティブ取引の適切な取扱いについて考察す

る。金融取引は次第にその機能を拡大させ、現在では実物取引から離れた独立した取引としてリスクそのものへの投資を可能にしている。そして、デリバティブ取引はリスクへの投資手段として広く利用されているわけだが、様々なペイオフパターンの実現を可能とする取引でもあることから、取引の実態を時価評価によって把握することが必要であることについて論証する。

第1節 金融取引の発展とデリバティブ取引の利用拡大

そもそも「市場において経済主体が行う取引は、実物取引と金融取引に分けられる。」と中里教授は述べている⁴¹⁾。また、「経済取引は、大まかにいうと生産要素（土地等、資本財、労働）取引や生産物（生産財、サービス）取引からなる実物取引と金融取引とから成っている。」との指摘⁴²⁾もあり、世の中で行われるあらゆる取引は、実物取引と金融取引に大別することが出来る。そして、「実物取引とは、（主として金銭を対価として行われる）実物の生産要素およびそこから生ずる財・サービスの取引であり、金融取引とは、金融資産をめぐる取引である。」と定義している⁴³⁾。

中里教授は、金融革命の歴史について、「歴史的な検証がまったくなされていない1つのモデルにしかすぎない」としながらも、「単純化したかたち」として以下のとおり、4つの大きな金融革命に区別し、その変遷を示している⁴⁴⁾。「農業が行われるようになるとストックが発生し、発生したストックを物々交換するという形式で経済活動が生じてくる。しかし、物々交換には、様々な困難が伴う（支払のユニットを分割しにくい、取引費用がかさむ、等々）。そこで、支払・決済手段として貨幣が生まれる。これを第一の金融革命と呼ぶことができよう。」「その後、信用創造機能に着目した金銭の貸借が行われるようになると、金銭債権が出現する。これが、第二の金融革命ということになろう。」「株式の出現により、経営を行う者と、リスクを背負って実物資産への投資を行う者の分離が可能となる。これを、第三の金融革命ということができよう。」「そして、現在は、金融商品に関する様々な技術革新により、投資が、実物資産への投資と、リスクへの投資に分けられるようになってきている。……これは、第四の金融革命といえよう。」としている⁴⁵⁾。中里教授の金融革命の歴史認識に従えば、現在は、未だ途上にある第四の金融革命によって、金融取引が、実物取引から独立した取引として、その色彩をますます強めていく方向にあるところなのであろう。

ところで、金融取引の発展として紹介されてきた金融革命を、もう少し理解しやすくするために、実物取引と金融取引の関係について整理してみたい。

41) 中里実『金融取引と課税－金融革命下の租税法－』（有斐閣、1999）488頁。

42) 佐々木幸男「金融取引の展開と課税上の問題点－基本問題の検証と執行・税法等のあり方を中心として－」税務大学校論叢 56号13頁（2007）。

43) 中里・前掲注41）488頁。

44) 中里・前掲注41）492頁。

45) 中里・前掲注41）493-494頁。

本来、実物取引とは、実物の財・サービスの流れのことであるが、同時に、その反対方向に金銭を対価とする金銭の流れがあるわけである。この金銭の流れは、金融取引にあたることになる。つまり、通常、実物取引と同時に金融取引がその反対側で存在することになるのであるから、実物取引と金融取引は、本来表裏一体の関係にあるものなのである。ところが、生活の高度化に伴って金融革命が引き起こされてきた歴史を経て、現在では、金融取引は、実物取引から離れた別個の取引として現れるようになってきているのである。

このように、金融取引が実物取引から独立する方向にあることが指摘されており、中里教授は、「金融商品に関する様々な技術革新により、投資が、実物資産への投資と、リスクへの投資に分けられるようになってきている。」と述べている⁴⁶⁾。そこで、金融取引が実物取引から独立することで可能となったリスクへの投資とは、果たしてどのような取引なのであろうか。ここに検討してみたい。

大垣教授は、「リスクとは経済的に定量化できる不確実性⁴⁷⁾のことだ」と説明している⁴⁸⁾。一方、「現代ファイナンスでは、リスクは、将来がまったくわからないというのではなく、将来、どのような状態が起こりうるのか、それがどんな頻度で起こるかも知られているが、事後的にそのうちのどれが起こるかとはわからない、という限定的な意味でつかわれるのが一般的である。」との指摘⁴⁹⁾があることも踏まえると、リスクを、「定量化できる不確実性」とする定義は、妥当性があるとの評価が可能である。そうすると、リスクへの投資とは、定量化できる不確実性に対して行われる投資を意味することになる。リスクとは、「定量化」すなわち、数字での表現可能なものとなる。だから、それぞれのリスクの価値を経済的に評価したうえで、その価値に応じた投資を可能にしたことが、金融取引を実物取引から独立することを可能にしたのだろう。

リスクについて、もう少し詳細に見てみる。リスクは、純粹リスクと投機的リスクの2つに分類される⁵⁰⁾ものとされている。純粹リスクとは、ある事象が起こればそれによって損失を被るが、もしそれが起こらなければ損失を被ることも利益を得ることもないものであり、火災や天災に遭うリスクは、この純粹リスクにあたる。一方、投機的リスクとは、損失を被ることもあれば、利益を得ることもあるものであり、株価など、市場価格の変動リスクは、この投機的リスクにあたる。通常、純粹リスクを回避するには、そのリスクが

46) 中里・前掲注 41) 493 頁。

47) 大垣教授は、「金融とは、時間軸上で資金をやり取りすることである。金融には、時間軸がかかわるために、かならず将来との関係で不確実性 (uncertainty) が存する。」と述べている (大垣尚司『金融と法 企業ファイナンス入門』(有斐閣、2010) 2 頁、27 頁)。

48) 大垣・前掲注 47) 28 頁。これは、フランク・ハインマン・ナイト (Frank Hyneman Knight) が構築した「ナイトの不確実性」という確率によって予測できるものを「リスク」とし、確率的事象でないものを「不確実性」と明確に区別することとした概念に基づく説明であると言える。

49) 大村敬一『ファイナンス論－入門から応用まで－』(有斐閣、2010) 22 頁。

50) 大垣・前掲注 47) 27 頁。

実現する場合に備えて、当該リスクを他の人に引き受けてもらう形で行われる⁵¹⁾。一方、投機的リスクは、将来の利得を放棄することによって損失を回避する、ヘッジという手段を用いて回避されることになる。デリバティブは投機的リスクをヘッジするための典型的金融商品なのである⁵²⁾。先に述べたとおり、金融取引が実物取引から独立してきたことで、リスクへの投資を可能にしてきたわけだが、リスクへの投資手段として、デリバティブという金融商品が今日広く利用されるようになってきているのである。

第2節 デリバティブ取引が課税上問題となった具体的事案

デリバティブ取引が課税上問題となった具体的事案の一つとして、債券先物等取引における売り、買い両建て取引に係る損益の帰属時期が争われた事件⁵³⁾がある。国税不服審判所は、相互に損益を担保しあっている売建て玉と買建て玉については損益の認識も両者を融合して行うべきであるとして、債券先物等取引の両建て取引について課税の繰延べを認めなかった事件である。その論理構成は、あくまで実現主義・取得原価主義の範疇で、実質判断を行ったものであった。以下にその詳細について検証していく。

第1項 事件概要

審査請求人であるZ社が、昭和61年2月1日から昭和62年1月31日までの事業年度において、債券先物⁵⁴⁾及び株式先物⁵⁵⁾（以下、「本件債券先物取引等」）の買建て又は売建ての約定と同時に、これと同銘柄、同限月、同数量、同単価の反対方向の売建て又は買建てを行った取引のうち、含み損のある建て玉について当該事業年度末日までに差金決済日が到来するように手仕舞いして、損失を当該事業年度の損金の額に計上したうえで、手仕舞った建て玉と同じ建て玉を再び設定した。他方、含み益のある建て玉については翌事業年度当初に差金決済日が到来するように手仕舞いした。これら一連の取引について、原処分庁は、利益の繰延べを図ることを目的として当初から仕組んだものだとし、翌事業年度に計上した利益の額を、当該事業年度の所得に加算する更正を行った。本件は、この原処分庁の処分を不服として、審査請求を行ったものである。

なお、このような取引を行った理由について、Z社は、特に具体的な主張を行っていない。そして、建て玉の手仕舞いについては、含み損の発生している建て玉を放置すれば、さらに損失が膨大なものとなるから、これを防止しなければならないと述べるにとどまる。

51) これを「カバー」と呼び、カバーするために利用される典型的金融商品が保険である（大垣・前掲注47）28頁）。

52) 大垣・前掲注47）28頁。

53) 国税不服審判所平成2年12月18日裁決・裁決事例集40号104頁。

54) 本件における債券先物取引は、標準物（残存期間10年、利率6パーセントの日本国債）を対象とする先物取引である。

55) 本件における株式先物取引は、複数銘柄の株式を組み合わせた平均株価（インデックス）の変動をリスクと先物取引である。

そのうえ、手仕舞いした建て玉と同じ建て玉を再び設定した理由についても、明らかにしていない。

第2項 争点

本件債券先物等取引に係る損益の帰属時期はいつになるのか。手仕舞いとして行った反対売買の日の属する事業年度（当該事業年度）の損益とするべきか、又は差金決済日の属する事業年度（翌事業年度）の損益とするべきかが争点となっている。

第3項 当事者双方の主張

第1目 原処分庁の主張

Z社が行った、同限月、同約定単価、同額面、同売買代金の売建て、買建てという相反する大量の取引は、初めからキャピタル・ゲインの期待可能性を放棄するとともに、取引を行うために必要な手数料等の実損のみが生じ、一般的に経済人の取引としては不自然、不合理なものである。すなわち、差金決済日基準を悪用することによって課税利益の圧縮を図ったものであるから、当該債券先物等取引に係る収益の計上時期は、当該差金決済日の属する事業年度とすべきではなく、反対売買の日の属する事業年度とすべきである。

第2目 審査請求人Z社の主張

当該債券先物取引等の買建て又は売建ての約定と同時に、これと同銘柄、同限月、同数量、同単価の反対方向の売建て又は買建てを行ったことについて、原処分庁は、利益の繰延べを図った旨主張するが、含み損の発生している建て玉を放置すればさらに損失が膨大なものとなり、企業の存亡に関わる問題となることは明らかである。企業健全化のために損失を未然に防止しなければならない。また、含み益の発生している建て玉をいつ手仕舞いするかは、利益追求の最たるものであり、企業経営者の手腕として実力を発揮するところである。したがって、原処分庁の主張するような理由は全く存在せず、差金決済日が到来した建て玉に係る損益は、当該差金決済日の属する事業年度に帰属すべきこととなる。

第4項 争点に対する国税不服審判所判断

Z社は、当該事業年度末の直前において同数量、同金額の売建て玉と買建て玉とを1組とする取引を設定し、次いでこれらの建て玉のうち損失の発生している一方の建て玉を手仕舞いしてその損失を確定させるとともに、新たに同方向の建て玉を同数量設定することにより、常に売建て玉と買建て玉とを均衡させ、最終的には、これらの建て玉の差金決済日を翌事業年度初日とする反対売買によりその損益を確定させている。このように売建て玉と買建て玉とを1組として設定するのは、一方に将来生じるかもしれない損失を他方の利益によって補てんすることを目的として設定されるべきものと言わざるを得ない。そうだとすれば、売建て玉と買建て玉が同時に手仕舞いされることにより初めて意味のある取

引となるのであり、したがって、損益の認識も両者を総合して行うべきものである。したがって、本件においては、相互に損益を担保し合っている売建て玉と買建て玉とが共々手仕舞いされるべき、すなわち翌事業年度初日に損益が確定するものというべきであるから、一方の建て玉のみについて手仕舞いをしたことにより生じた損益は未決算勘定として翌事業年度に繰り越されるべきことになる。したがって、Z社の主張を採用することは出来ないし、原処分庁の主張もまた採用することが出来ない。

第5項 考察

国税不服審判所の判断は、審査請求人Z社及び原処分庁のいずれの主張も認めないものであった。それは、本件債券先物取引等の目的が、最終的に課税利益の圧縮を図るためのものであるのかどうか、と言った取引の結果課税上生じる効果に着目するのではなく、あくまで取引自体の一体性に着目することに留める内容の判断であったからだと言える。

常に売建て玉と買建て玉とを均衡させ、最終的には、これらの建て玉の差金決済日を翌事業年度初日とする反対売買を行うことによって損益を確定させるこれら一連の取引については、Z社がその目的や理由を明らかにしていない状況下で、不自然かつ不合理であると評価せざるを得ないだろう。その結果、Z社が行った大量の本件債券先物取引等を、投機目的で行った個々の取引とはみなすことの出来ない取引として、その実態を分析したもののではないと言える。だからと言って、原処分庁が主張するように、取引の異常性を理由として、デリバティブ取引の損益の計上日を差金決済日ではなく、反対売買を行った日に基準を変更して、損益の帰属時期を決定するところまで踏み込んだ判断を行うことはできなかった。あくまで、取引の実態を大量の取引の一体性に着目して捉えて、損失の発生している建て玉を先行して手仕舞いしたことに伴う損益を、均衡する売建て玉と買建て玉とが共々手仕舞いされた時点まで繰り越して、最終的な損益確定時点に一連のすべての損益を同時に認識させるべきとした。結果だけ見れば、原処分庁の主張に沿ったものだが、原処分庁の主張どおり損益の計上日を本件の場合に限って特別に反対売買日とすることを認めるものではなく、一連の取引を実質的に評価して計上時期を決めたものである。制度上考慮が行き届いていなかったところに焦点が当てられて、課税所得の圧縮が図られたことに対して、国税不服審判所は、取引の実質に注目した判断を行わざるを得なかったものと見られる。本件をはじめとして、課税の繰延べが図られる手段としてデリバティブ取引が利用されるようになってきたことが、時価評価導入を促してきたのである。

第3節 デリバティブ取引の利用による課税の繰延べ

デリバティブとはどのような金融商品なのであろうか。デリバティブとは、「元になる取引や指標を参照して当事者が取り決めた一定の金銭を授受する金融商品を総称」したも

の⁵⁶⁾であり、「今日ではデリバティブそのものが金融商品として有価証券とは独立した固有の位置付けを与えられている」もの⁵⁷⁾と位置付けられている。

デリバティブの特徴として、「契約、清算、受渡しのそれぞれのタイミングを現在と将来に分けることができる。」「条件を自在につけられるので、キャッシュフローパターンにバラエティをもたせることができる。」「組み合わせればいろいろな形状のペイオフパターンが実現可能」が挙げられる⁵⁸⁾。

このように、デリバティブ取引を組み合わせる利用することによって様々なペイオフパターンを実現することが可能となるので、法人税法はその範囲を限定する規定を置いている。具体的には、法人税法でデリバティブ取引を「金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引」と定義⁵⁹⁾したうえで、法人税法施行規則 27 条の 7 に列挙し、対象を限定しているのである。

そもそも、デリバティブ取引は、リスクを管理するために生まれてきた金融取引であるが、これらの取引がリスク管理のためではなく、税負担を軽減する目的で利用されることがある。この点について中里教授は、「デリバティブを用いると、次のように、課税所得の操作を容易に行うことが可能となる。

第 1 に、キャッシュ・フローの変更、リスクの変更を通して、年度帰属の操作を容易に行うことが可能になる。

第 2 に、所得の種類や取引の種類を変更することも、比較的容易になる。

第 3 に、所得の源泉地を変更することが容易になる。

第 4 に、所得の帰属者を変更することも可能になる。

このように、所得の様々な要素が変更可能なものとなり、租税回避が行われることに対して、租税制度は必ずしも十分な対応を行うことができないのである。」と述べている⁶⁰⁾。さらに、「経済的には、リスクと将来キャッシュ・フローの変更をもたらすが、これを法的に見ると、それは、所得の種類、取引の種類、収益・費用の年度帰属、所得の源泉地等の変更を可能にするものであるということになろうから、その取引にどのような課税を行うべきであるかが問題となることが少なくないであろう。」とも指摘している⁶¹⁾。つまり、法人税法の立場からすると、デリバティブ取引の利用によって、課税の繰延べを可能にさせてしまう恐れがあるのである。

56) 大垣・前掲注 47) 88 頁。

57) 大垣・前掲注 47) 88 頁。

58) 大村・前掲注 49) 199-200 頁。

59) 法人税法 61 条の 5 第 1 項。

60) 中里・前掲注 41) 497 頁。

61) 中里・前掲注 41) 533-534 頁。

第4節 デリバティブ取引の時価評価の必要性

前節で見たように、様々なペイオフパターンの実現が可能なデリバティブ取引を利用することによって、課税所得を操作して、税負担の軽減を図ることが容易に出来てしまうため、このような租税回避を懸念する向きも強いのである。

金子教授は、「租税会計においても、デリバティブ取引を利用した租税回避を防止する必要があることも一つの理由となっており、時価主義を主張する見解が強くなっている」とデリバティブ取引を利用した租税回避防止の必要性が高まる中、時価評価を望む声が強くなってきていることを指摘している⁶²⁾。こうした流れもあって、平成12年度の税制改正で、法人税法において、デリバティブ等の金融商品についての時価評価が導入された。

ところで、デリバティブ取引に係る評価損益の計上根拠は、どこに求められるべきなのだろうか、という点について、ここで検討する。

第2章でまとめたとおり、法人税法は、資産の評価損益の計上を原則認めない立場を採っている。そのような中で、例外的に資産の評価損益の計上を認める場合においては、政策的必要性から他の法律に基づいていることなど限定的な場合にのみ、計上を認めることにしている。

所得に対する基本的な考え方として、中里教授は、「経済学的に考えるならば、本来、純資産の把握は時価主義に基づいて行うことが前提とされるのではないと思われる。しかしながら、毎年度末の時価評価は現実には執行が困難なので、実際には、それに代替する実現主義、取得原価主義などの方法が採用されている。これらは、いずれも所得課税の制度を現実に執行可能とするという実務的な視点から採用された大胆な割り切りに基づく一種のフィクションであると考えられる。」との見解を示している⁶³⁾。また、金子教授は、人の担税力を増加させる利得であっても、未実現の利得（所有資産の価値の増加益）及び帰属所得（自己の財産の利用及び自家労働から得られる経済的利益）は、どこの国でも、原則として課税の対象から除外されているが、「これは、それらが本質的に所得でないからではなく、それらを捕捉し評価することが困難であるからであって、それらを課税の対象とするかどうかは立法政策の問題である」と述べている⁶⁴⁾。このように、収益の認識基準としてはあくまで執行面など実務的理由から実現主義の採用を認めざるを得ないが、時価評価を否定するものではないとの意見は比較的多い。

会計学での学説⁶⁵⁾を論拠に、法人の行う事業活動を、獲得される所得の性質が異なる点

62) 金子・前掲注13) 295頁。

63) 中里実「法人税法における時価主義」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2008）459-460頁。

64) 金子・前掲注13) 177頁。

65) 「金融商品全般の時価評価の問題に関して、会計学上大まかに3つの学説に類型化される。そのうち、会計基準に影響を与える注目すべき学説として、実物と金融のなんらかの区別によるアプローチを挙げている。この学説によれば、実物投資活動には従来からの実現主義・原価主義が妥当するが、金融投資には時価評価が妥当する旨が主張される」（高木美満子「法人税法における有価証券の時価評価－その理論的根拠と拡大可能性－」税務大学校論叢51号 549-550頁（2006））。

に着目して、事業投資活動と金融投資活動に区分し、それぞれ実現主義、発生主義（時価主義）によってその認識を行うことが妥当であるとする見解が示されている。この見解に基づくと、事業投資活動から生み出される利益は、収益と費用との差額概念として理解され、その利益を課税所得として認識するには対外的取引による実現を待たざるを得ないので、通常、対外的取引があった時点で益金の額に計上する実現主義が妥当となるのである。一方、金融投資活動は、①企業自体は何ら新たな財を創出しない、②所得の発生形態として収益と費用という二面性はなく、金銭の時間的価値あるいは証券の価格差など一面的な利得である、という特徴を有する。加えて、金融投資に係わる資産は、原則的には、誰が保有しても同じ価値であるという特徴も持つ。そのため、金融投資活動から生み出される利益は、時間の経過に応じ、客観性、確実性をもって発生するものであるから、時間の経過に応じて課税所得として認識すべきものである。すなわち、時間の経過によって発生する所得は、発生主義によって把握することが適していると言えるのである⁶⁶⁾。

金融取引を実物取引と区別する考え方については既に検証してきたものであるし、本章で見てきたように両者の間には所得の本質が異なっている⁶⁷⁾ことから、所得の認識基準はむしろ区別されるべきものである。だから、金融取引に係る所得を時価主義によって認識することには一定の妥当性が認められるのである。そして、デリバティブ取引は、金融技術の発展によってもたらされた、実物取引から独立する典型的な金融取引であるから、金融取引の中においても、実物取引から区別される蓋然性が特に高い取引なのである。

第5節 小括

以上のように、金融取引が実物取引から離れた独立した取引としてリスクへの投資を可能にしてきている中、デリバティブ取引はリスクへの投資手段として広く利用されてきている。一方で、法人税法においては、様々なペイオフパターンの実現を可能にするデリバティブ取引が利用されることで、課税の繰延べを可能にさせるという懸念が生じている。そもそも金融取引と実物取引に係る所得の本質は、異なるのであるから、それぞれ異なる認識基準によって所得を捉えるべきであり、特にデリバティブ取引については、実態に則した公平な課税を行うためには時価主義による所得捕捉の必要性が、特に高い取引なのである。

66) 高木・前掲注 65) 580-581 頁。

67) 中里教授によると、「金融機関が利用者から金融取引について利用者から徴収する対価は、金融サービスの対価そのものの他に、金融商品そのものの移転等を含んでいることに留意する必要がある」ことを指摘し、「金融取引の「対価」においては、結局、金融サービスの生産・消費に関する部分はごく一部でしかなく、あとは、すべて移転である。」と述べている（中里・前掲注 41) 489 頁）。すなわち、金融取引の時価には、サービスの対価の要素と移転の要素が包含されるが、その内訳は明示的ではない。こうした点においても、金融取引は、実物取引と相違していることから、所得の性質に違いがあることは明らかであるとも言える。

第4章 法人税法においてデリバティブ取引に時価評価を適用する範囲

第4章では、時価評価が必要なデリバティブ取引の範囲を考察する。すべてのデリバティブ取引について時価評価が必要だと言うわけではなく、リスクヘッジ目的のデリバティブ取引についてはヘッジの実態を表わすため、ヘッジ会計を適用して時価評価損益の計上が繰り延べられるべきことについて論証する。さらに、ここまでの検討を踏まえて、第1章で明らかとなった繰延ヘッジの有効性判定の方法に関する問題の解決策について検討する。

第1節 デリバティブ取引への時価評価導入の背景

金融取引は、金融技術の進化とともに発展してきたことで、実物取引から離れてリスクそのものへの投資を可能にするなど、利用領域を次第に拡大させてきた。同時に、課税の繰延べをも可能としてきたことから、未実現損益である評価損益を所得として捉えることによって、課税の公平を図ろうとしているのである。実際に、法人税法は、以下に掲げるような対応を図ってきた⁶⁸⁾。

まず、平成8年6月「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」により銀行法等⁶⁹⁾が改正され、銀行等金融機関においては、平成9年4月からトレーディング勘定⁷⁰⁾に区分経理するデリバティブ等に対して時価評価が導入された。これに対応して、税務上も租税特別措置法⁷¹⁾が規定され、平成9年4月1日以後に開始する事業年度から、デリバティブ等を評価することを選択した場合には時価評価を認めることとした。

そして、その後、企業会計において、法人が行うデリバティブ取引に時価評価を導入したのに合わせて、法人税法においても、デリバティブ取引等を利用した租税回避の問題が多数指摘されていたことを受ける形で、平成12年度税制改正によって、平成12年4月1日以後に開始する事業年度から、デリバティブ等金融商品の時価評価が導入された。

この平成12年度税制改正で、売買目的有価証券の期末評価額は、時価によって評価した金額によることとなった⁷²⁾。制度創設の趣旨について、「内国法人が、短期的な価格の変

68) 立石信一郎「デリバティブの時価評価における税務上の諸問題－金融機関が行う店頭デリバティブ取引を中心に－」税務大学校論叢59号401頁(2008)。

69) 銀行法のほか、長期信用銀行法、外国為替銀行法、信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、商工組合中央金庫法、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、証券取引法の改正を定めた法律で、国内金融機関の多くが、保有するデリバティブ等のポジションについて時価評価をすることが可能となった。

70) 銀行等が、短期的な価格変動や市場間価格差などを利用して利益を得ること等を目的として自己の計算において行う取引(特定取引)を別の財産と区別するため、大蔵大臣の認可を受けて設定することのできる特別の勘定で、特定取引勘定と呼ばれる。

71) 旧租税特別措置法67条の9(金融機関等の特定取引に係る課税の特例)。すでに廃止。

72) 法人税法第61条の3第1項第1号。

動を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で有価証券の売買を行っている場合には、有価証券の価格の変動によって生じた評価益又は評価損についても、有価証券の売買によって生じた譲渡益又は譲渡損と同様に、利益又は損失が発生したものと認識されていると考えられることから、売買目的有価証券（短期売買目的で取得した有価証券）については、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理」であると考えられることのほか、企業会計でも、売買目的有価証券は、時価評価の対象とされていること、を挙げている⁷³⁾。また、平成12年度税制改正の基本的な考え方としても、「売買目的の有価証券やデリバティブ等については、その特質に照らせば、時価評価を行うことによって、法人の各事業年度の活動成果を的確に所得に反映させることができることになります。また、デリバティブの利用により、損益の発生時期を容易に選択し得るとの問題も指摘されてきたところです。したがって、所得を的確に捉える観点から、法人税においても、金融商品に対する時価評価を導入することが適当である」とされている⁷⁴⁾。

このように、有価証券への時価評価導入に合わせて、デリバティブ取引についても法人税法上、時価評価の対象とされることになった。これまで、いわゆるオフバランス取引として決済時まで損益を認識してこなかったものを、企業会計において時価評価の対象にすることになったことに合わせて、法人税法でも制度を創設した旨が明らかにされている⁷⁵⁾。

法人税法において、デリバティブ取引を利用した租税回避行為が問題視されていたのも事実であり、それに対応する必要は確かにあったのである。その意味では、公平な課税制度を維持するために、デリバティブ取引を法人税法上も適正に取り扱うべく、時価評価という新しい制度を創設したものと言える。実際に、アメリカでは、「1990年代の半ばに入ると、デリバティブを利用した単純な課税繰り延べを内容とするタックスシェルターは、連邦所得税法にデリバティブに関する時価主義的な取り扱いが採用されると、一定程度抑えられるようになった。」との分析⁷⁶⁾もあり、時価評価導入によって、租税回避行為を抑止する一定の効果が認められるとの評価がある。

ところが、法人税法として、企業会計に完全一致した時価評価を行うものとするのか、あるいは、企業会計とは異なる時価評価を行うものとするのか、その制度設計が不明確なものになっていると指摘せざるを得ないことも事実なのである。このようにデリバティブ取引に対して時価評価が導入されたものの、その制度設計が不明確であることにより、弊害として現れたのが、繰延ヘッジの有効性判定についての問題なのではないかと考える。この点については、本章第3節において詳述する。

73) 中村信行ほか『平成12年版改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2000）168頁。

74) 中村ほか・前掲注73）7頁。

75) 中村ほか・前掲注73）173頁。

76) 中里実『タックスシェルター』（有斐閣、2002）14頁。

第2節 デリバティブ取引の利用目的

デリバティブとは、フィナンシャル・デリバティブ・プロダクツ (Financial Derivatives Products) を略したものであり、日本語では「金融派生商品」と訳される。その名が示すとおり、従来から存在する金利、為替、株式などの金融商品を原資産とし、そこから派生して生まれた金融商品である。そのため、デリバティブ取引の理論価格は、原資産の価格に基づいて決定される。取引形態には、取引所において一定の規格品が売買される取引所取引と、個々の市場参加者が取引所外でそれぞれのニーズに応じたテーラーメイド型の商品が相対によって取引される店頭取引とがある⁷⁷⁾。デリバティブ取引は、価格算定が比較的容易に出来ること、規格外商品の創出も可能なこと、から自由自在にペイオフパターンを創り出すことが出来るのである。こうした側面は、デリバティブの利用を促進してきたのと同時に、取引実態の把握を困難にしてきた面がある。

ここで、デリバティブ取引が、従来からの伝統的金融取引と異なる点について整理する⁷⁸⁾。まず第1に、従来の預金や貸出などの伝統的金融取引のようにバランス・シートに計上される資産・負債ではなく、オフバランス取引として取り扱われる点が挙げられる。バランス・シートに影響せず、利用者のニーズに合わせて自由にキャッシュ・フローを組み立てられるため、大変機動性に富んだ取引として利用することが出来るのである。加えて、少額のコスト又はコストゼロで、多額の原資産の取引を行うのと同じ効果⁷⁹⁾ が得られる取引を容易に行うことが可能でもある。第2に、預金や貸出などの伝統的金融取引とは異なり、デリバティブ取引を時価によって把握することが出来る点でも異なっている。これは、それぞれの金融取引に対するアプローチ方法が異なっていることに由来するものである。すなわち、デリバティブ取引については、全ての取引をキャッシュ・フローとして捉え、これをそれぞれの期間に対応した割引率によって割り引くことによって、現在価値として認識される取引なのである。これは、デリバティブ取引の価格算定が比較的容易であることを裏付けるものでもある。仮に一定の要件が満たされないと確定しないキャッシュ・フローがあるならば、それは、確率、統計値によって把握する。統計的手法を用いることで、広範に、現在価値を導出することを可能にしている。このように、デリバティブ取引は、従来の伝統的金融取引とは異なる特徴を有しており、それが使い勝手の良さとなって利用を拡大させてきたのだ。

ここまでデリバティブの外形的な特徴を考察してきたが、今度は、デリバティブの実態や機能について確認していくこととする。デリバティブは条件付請求権の一種であるとされており、条件付請求権の売買によって、リスクヘッジ機能、投機機会の拡大機能、の2

77) 藤井陸久＝中村恭二『デリバティブのすべて〔増補版〕』（金融財政事情研究会、2008）4-5頁。

78) 藤井＝中村・前掲注77) 7-8頁。

79) 小さな力で大きなものを持ち上げられる、テコの原理と同様であることから、レバレッジ（テコ）効果とも呼ばれる。

つの機能を有する⁸⁰⁾と言われる。リスクヘッジ機能とは、条件付請求権の購入によって、経済活動に伴って生じるリスクを軽減する機能のことである。また、条件付請求権の売買によって、将来の不確実性を引き受けることで、利益を上げようとする投機機会が拡大されることも出来、これが投機機会の拡大機能となるのである。つまり、デリバティブ取引の実態からは、その活用によって、リスクヘッジ機能、投機機会の拡大機能の2つの機能を有していることになる。

企業の側から見ると、近年、市場金利を基礎とした資金調達や資金運用の増大とともに、市場変動の幅や頻度が大きくなってきたことで、従来以上に市場変動が企業経営に及ぼす影響が大きくなり、財務リスク管理の必要性は高まってきている。こうした市場変動リスクをヘッジあるいはコントロールする最も使い勝手の良い手段がデリバティブ取引なのである。すなわち、デリバティブ取引は、投機機会を拡大させる手段にもなり得る取引であるが、基本的にはリスクヘッジのための有力な金融手段なのである⁸¹⁾。

第3節 繰延ヘッジ処理が認められる理由

企業会計は、平成12年に時価主義の導入と同時に、ヘッジ会計と呼ばれる会計処理を導入した。ヘッジ会計には、繰延ヘッジ⁸²⁾と時価ヘッジ⁸³⁾の2種類の会計処理方法があるが、わが国においては、繰延ヘッジを原則とし、時価ヘッジについては一部の有価証券に限って適用を認めている。デリバティブ取引がその本来の目的であるリスクヘッジに用いられた場合にも時価評価を適用してしまうと、実際にはデリバティブ取引によって消滅したリスクまでも財務諸表上に示すことを強制してしまう。それは、企業会計が目的とする適切な情報開示という観点から見ても望ましいものではない⁸⁴⁾。このような不都合に対応するため、ヘッジ会計が導入されるに至ったのである。

また、法人税法においても、企業会計に合わせる形で、平成12年度の税制改正によって、ヘッジ会計が導入された。制度創設の趣旨⁸⁵⁾によると、「資産や負債の価格変動あるいは将来享受する金銭の額の変動によって生ずるおそれのある損失の額を減少させるために、デリバティブ取引等が利用されることがあります。改正前においては、このような取引（ヘッジ取引）を行っても、それぞれが別個のものとして取り扱われていたため、ヘッジ取引の対象となっているものに含み益が生じ、他方、デリバティブ取引等に含み損が生じて双方の含み損益が相殺関係にある場合であっても、含み損のあるデリバティブ取引等

80) 塚田弘志『デリバティブの基礎理論』（名古屋大学出版会、2001）1-3頁。

81) 藤井＝中村・前掲注77）10頁。

82) 繰延ヘッジとは、デリバティブ取引について時価主義を適用せずに原資産に関する損益の計上時期までその損益を繰り延べる会計処理。

83) 時価ヘッジとは、逆に原資産に関する損益計上時期をデリバティブ取引のそれに合わせる会計処理。つまり、原資産にも時価主義を適用する会計処理のことを言う。

84) 草野耕一『金融課税法講義〔補刷版〕』（商事法務、2010）433-435頁。

85) 中村ほか・前掲注73）176頁。

だけを決済して利益調整を行うというようなことが可能となっていました。今回の改正においては、ヘッジ取引の実態を正しく示し、かつ、このような弊害を防止するという観点から、ヘッジ取引の対象とヘッジ取引の手段の損益の計上時期を合わせるヘッジ処理が導入されることとなりました。」と述べられている。

このように法人税法で示されたヘッジ処理導入の趣旨は、リスクヘッジ効果を持つデリバティブ取引にまで時価評価が及ばないようにすることにあり、企業会計におけるヘッジ会計導入の趣旨とは異なっている。法人税法の制度創設の趣旨では、含み損のあるデリバティブ取引等だけを決済して利益調整を行うことが可能となっていたことを問題として指摘した。しかし、これはデリバティブ取引に係る所得を実現主義に基づいて認識することによって生じる弊害であって、ヘッジ会計が導入されていなかったことによる弊害ではないのである。この点を見れば、法人税法は、制度創設の時点で、ヘッジ処理が示すその機能に対して誤解があったのではないかと考えられるのである。ヘッジ処理の必要性とは、あくまで、リスクヘッジ目的で行われるデリバティブ取引にまで時価評価を適用してしまうと、ヘッジ取引の実態が正しく反映されなくなってしまうことなのである。だからこそ、デリバティブ取引への時価評価の導入と同時に、リスクヘッジ目的の場合には、ヘッジ処理を適用して、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益の計上時期を一致させることが必要になるのであり、制度創設の趣旨としてはこれに他ならないはずなのである。

こうした制度創設の趣旨に対する誤解が、課税の公平を図るのに適正なヘッジ処理制度を設定出来ていない原因となっているのであり、結果としてそれが制度設計上の考慮不足を招き、第1章で見た繰延ヘッジの有効性判定の方法に関する事件で顕在化したのではないかと考える。

ところで、デリバティブ取引と同時に時価評価が導入された有価証券に関する規定についてここで確認しておきたい。有価証券に係る利益については、「同じ有価証券であっても、その保有によって獲得される利得の性質は、企業ごとにその投資の目的により異なる⁸⁶⁾。」ものとされるが、実際に、現行の法人税法の規定でも、まず、有価証券のうち、時価法の対象となる「売買目的有価証券」を定めた上で、売買目的有価証券に該当しない有価証券（売買目的外有価証券）について原価法により評価することとし⁸⁷⁾、有価証券を区分しているのである。これは、一定の「保有目的」に従って保有する有価証券を区分するものであり、区分した結果、その評価方法を区別しているのである。このように保有目的の区分に応じて評価方法を区別する目的は、時価法が妥当する有価証券投資が市場価格差による利益の獲得を企図した投機目的のものに限られるべきであると考えられているためである⁸⁸⁾。

このように保有目的の区分に応じて評価方法を規定している有価証券に関する規定を踏ま

86) 高木・前掲注 65) 514 頁。

87) 法人税法第 61 条の 3 第 1 項。

88) 高木・前掲注 65) 591-592 頁。

ると、デリバティブ取引についても同様に、その取引目的に着目して評価を行うことが可能だと言える。これまで見てきたとおり、デリバティブ取引を行う目的は、リスクヘッジ目的か、投機目的のいずれかである。言い換えれば、リスクヘッジ目的でなければ、投機目的でデリバティブ取引が行われるのである。ヘッジ会計の目的に照らせば、リスクヘッジ目的でデリバティブ取引が行われるならば、法人税法上、ヘッジ取引の実態を正しく反映するため、ヘッジ処理の対象として繰延ヘッジが適用されるべきとある。逆に、リスクヘッジ目的に当たらないデリバティブ取引は、時価主義に基づいて時価評価損益を計上するべきなのである。法人税法においてヘッジ処理が認められている理由とは、ヘッジ取引の実態を正しく反映するためとしか考えられないのである。

第4節 繰延ヘッジ処理の有効性判定の方法の検討

企業会計では、日本会計士協会（会計制度委員会）が公表する会計制度委員会報告第14号『金融商品に関する実務指針』（平成12年1月31日公表、平成23年3月29日最終改正）156項で、繰延ヘッジ処理の有効性の判定基準を「ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点⁸⁹⁾までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断する。両者の変動額の比率がおおむね80%から125%の範囲内にあれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があると認められる。オプション取引については、ヘッジ方針に従い、オプション価格の変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較するか又はオプションの基礎商品の時価変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較して判定を行う。」と規定している。

一方、税法では、法人税法施行令121条の2において、「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行った時から当該事業年度終了の時までの間のいずれかの有効性判定⁹⁰⁾において、次の各号に掲げる場合の区分⁹¹⁾に応じ当該各号に定める割合がおおむね100分の80から100分の125までとなっている場合とする。」と規定してい

89) 会計制度委員会報告第14号『金融商品に関する実務指針』146項において「企業は、決算日には必ず有効性の評価を行い、少なくとも6か月に一回程度、有効性の評価を行わなければならない」と規定している。

90) デリバティブ取引等の決済をしていない場合には期末時、デリバティブ取引等の決済をした場合には決済時に判定を行うことが、法人税法施行令第121条第1項において規定されている。ただし、法人税法基本通達2-3-49では、「期末時及びデリバティブ取引等の決済時に有効性判定を行うのが原則とするも、6か月に一度等規則性のある一事業年度以内の一定期間ごとに継続的に行うこととする旨を繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類に記載しているときは、これを認める。」としており、企業会計と同様の取扱いを認めている。

91) 各号とは、第1号「資産又は負債に係るヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引を行った場合」と、第2号「金銭に係るヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引を行った場合」に区分しているもので、それぞれの区分で債権、債務いずれかの立場に立った場合を想定して、それぞれの場合の有効性判定の計算対象を規定している。しかし、いずれも、それぞれの場合に当てはめて、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益の割合を判定対象とする旨定めているに過ぎない。

る。

ここで、企業会計と税法の間での大きな相違点は、オプション取引についての有効性判定方法の取扱いである。企業会計では、オプションの基礎商品の時価変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較して有効性判定を行う方法（基礎商品比較法）を認めているのに対して、法人税法では、オプションについて基礎商品比較法を認める特別な取扱いは定めておらず、他のデリバティブ取引と同様にヘッジ手段（デリバティブ取引）の価格変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較する方法（デリバティブ比較法）しか認めていないのである。

しかしながら、国税庁の法令解釈に関する情報⁹²⁾では、「オプション取引について、会計基準と同様に、基礎商品価格の変動額により算出される損益を法人税法第61条の6第1項に規定するデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額として、その金額とヘッジ対象資産等評価差額との比較をする方法により有効性判定を行うことは認められるのでしょうか。」との照会に対して、「原則として、貴見のとおり、取り扱って差し支えありません。」と回答している⁹³⁾。この法令解釈に関する情報の中で、同じ基礎商品をヘッジ対象資産とする先物取引とオプション取引を比較し、同様のヘッジ効果を有する先物取引については有効性が認められながら、オプション取引については有効性が認められず繰延ヘッジを適用できない結果となるという不都合が生じてしまうことが指摘されている。ヘッジ取引に利用されるオプション取引については、商品としての特殊性を原因としたこのような不都合に鑑みて、実質的なヘッジ効果に配慮して基礎商品比較法を認め、繰延ヘッジが適用されるべきことを示したものである。

第1章で検証した裁判例は、まさにこの点が問題となった事案である。「租税法規は侵害規範であって、法的安定性の要請が強く働くものであるから、みだりに規定の文言を離れて解釈すべきではない」「基礎商品比較法に言う『オプションの基礎商品の時価変動額』が、その文言上、施行令121条1項1号にいう『デリバティブ取引等に係る法61条の6第1項に規定する利益額又は損失額』に該当しない」と判示している。結局、法人税法施行令121条1項1号は、基礎商品比較法による有効性の判定を認めているとは言えないわけであるし、法令の文言を離れた解釈を行うことは許されないはずである。そうすると、国税庁の法令解釈に関する情報での回答に基づき、基礎商品比較法を適用して有効性判定を行い、繰延ヘッジを適用することは認められないのである。

国税庁の法令解釈に関する情報でも示されているとおり、ヘッジ目的でオプション取引を行う場合には、通常アウト・オブ・ザ・マネーとなるので、その権利行使価格とオブ

92) 「法令解釈に関する情報」は、「法令解釈通達」等と同様に課税当局の見解と称されるものの一つで、示達先は明示されていないが、国税庁の各部課から発せられることが多い（日本税理士会連合会税制審議会『納税者からみた税務行政の今日的課題点について－平成17年度諮問に対する答申－』（2006）6頁）。

93) 国税庁「法令解釈に関する情報 オプション取引の有効性判定の方法について」（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/09/01.htm>, 2014年1月4日最終閲覧）。

ション取得時の時価との差額分について利益額が圧縮される分、デリバティブ比較法に基づき有効性判定を行うと、ヘッジの有効性割合は、一般的に低くなるのである。このように一定の損失を見込んだ価格設定が行われるという特殊性がオプション取引にはあるものの、ヘッジ機能については他のデリバティブ取引と同様に認められる。一般的にリスクヘッジ目的のデリバティブ取引にオプション取引を利用することは多い。そのため、企業会計同様に、基礎商品比較法を認め、リスクヘッジ目的のデリバティブ取引であるならば、法人税法においても、ヘッジ取引としての実態を正しく反映し、ヘッジ会計の対象として繰延ヘッジが適用されるべきなのである。ヘッジ会計の制度趣旨に沿った処理が出来なければ、課税の繰延べ余地を残すこととなり、課税の公平を維持することが困難になりかねない。したがって、オプション取引を利用した課税の繰延べ余地を排除するためにも、法令において、繰延ヘッジの有効性判定の方法として、基礎商品比較法が規定されるべきなのである。

第5節 小括

法人税法においては、デリバティブ取引を利用した租税回避の問題が指摘されてきた中、企業会計に合わせる形で、平成12年度税制改正によって、デリバティブ等の金融商品に対して時価評価が導入された。それまでは、オフバランス取引として、決済によって実現するまで損益を認識することのなかったデリバティブ取引を、時価評価することによって取引実態に即して所得を捉え、公平な課税を行うこととした。

市場変動が企業経営に及ぼす影響は近年次第に増してきており、財務リスク管理の必要性が高まっている。そのため、市場変動リスクのヘッジ手段としてデリバティブ取引の利用機会が増えているのである。デリバティブ取引が行われる目的は、その有する機能からリスクヘッジ目的か、投機目的のいずれかとなる。ヘッジ取引の実態を正しく反映するというヘッジ会計の目的に照らせば、リスクヘッジ目的で行われるデリバティブ取引は、ヘッジ会計の対象として繰延ヘッジが適用されるべきである。一方で、リスクヘッジ目的以外のデリバティブ取引については、時価評価の対象とされるべきなのである。

デリバティブ取引に係る繰延ヘッジの規定については、オプション取引の有効性判定の方法に関して、企業会計と法人税法の間で取扱いが異なっている。企業会計では、オプション取引の有効性判定方法に基礎商品比較法が認められているが、法人税法では、認められていない。オプション取引には一定の損失を見込んだ価格設定が行われるという特殊性があるものの、他のデリバティブ取引と同様にヘッジ取引としての効果を有する。また、ヘッジ取引として利用される頻度も高い。だから、企業会計と同様に基礎商品比較法を認め、ヘッジ目的のオプション取引には繰延ヘッジが適用されるべきなのである。ヘッジ会計の制度趣旨に沿った処理が出来なければ、第一章で見てきた事案のように、実態はヘッジ目的のオプション取引であっても税務上ヘッジ処理を適用しない等の方法によって課税の繰延べを行う余地を残すこととなり、課税の公平を維持することが困難になりかねない

のである。したがって、オプション取引を利用した課税の繰延べ余地を排除するためにも、繰延ヘッジの有効性判定の方法として、基礎商品比較法が法令上規定される対応が必要となるのである。

おわりに

本稿では、以上のように、まず、東京地裁平成 24 年 12 月 7 日判決を基に、デリバティブ取引に係る現行法人税法上の問題点を明らかにした。そして、資産の評価損益の計上を原則的には認めない慎重な態度を採る法人税法において、金融取引と実物取引との相違点に着目して両者を区別し、金融取引については時価評価を採用すべきことを論証した。さらに、リスクヘッジ機能と投機機会の拡大機能を有するデリバティブ取引は、主にリスクヘッジ目的で取引されることの方が多く、その場合には繰延ヘッジが適用されるべきであることを論証した。しかしながら、現行の繰延ヘッジの有効性判定の方法では、リスクヘッジ目的で行われるデリバティブ取引についてもヘッジが有効ではないと判定されてしまう場合があり、取引実態を適切に表わすことが出来ず、デリバティブ取引を利用した課税の繰延べが行われる可能性がある。そこで、その解決方法としては、オプション取引の有効性判定の方法に基礎商品比較法を認めて、ヘッジ取引の効果が適正に表わされる判定を行うべきことを論証してきた。今後の金融課税については、より実態に即した所得捕捉の必要性があることを強調して本稿を終えたい。

[付記]

本件についてはその後、控訴審判決として東京高裁平成 25 年 10 月 24 日判決〔裁判所 HP 参照 (<http://www.courts.go.jp/>)〕が下されているが、修士論文執筆中に控訴審判決を入手出来なかったため、これを検討出来ていなかった。控訴審では、控訴人である課税庁の主張が認容され、原審判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却している。しかし、判決に当たり控訴審においても、繰延ヘッジ処理をめぐる法令の解釈や適用については原審判決を争いのない事実として前提としている。そのうえで控訴審で争点となったのは、オプション取引の未決済損益の計上範囲が一部のオプション取引に限定される形で原審判決が下されていたところ、それを不当として、一連のオプション取引すべてに未決済損益の適用を求めるところにあった。つまり、控訴審判決では本稿で論じた論点とは異なる別の論点で争われている。そのため、本稿では本件控訴審判決を取り上げなかったことをお断りしておきたい。